社会福祉法人弘正会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人弘正会(以下「法人」という。)の第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

２　役員とは、理事及び監事をいう。

３　費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

４　報酬とは職務遂行の対価として受ける財産上の利益を示す。

（報酬の支給）

第３条　役員及び評議員に対する職務遂行の報酬は無報酬とする。

ただし、理事長のみ支給する。

（費用弁償の支給及び支給方法）

第４条　法人は、役員及び評議員が通勤に要した費用を旅費として支給する。

２　金額は、一律５，０００円とし、必要の都度、現金にて支払うものとする。

（報酬の額の決定）

第５条　理事長の報酬月額は別表「理事長の報酬月額」に定める金額以内とする。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は令和７年７月１日から施行する。

別表

・理事長の報酬月額　　１００万円までの範囲内